平成２７年（フ）第３８２号
埼玉県比企郡川島町八幡１丁目10番地６
破産者　くりもくらしのリモデル株式会社
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１３３号
岐阜市神田町６丁目５番地
破産者　株式会社ペーパームーン
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４１５号
静岡市清水区真砂町３番20号
破産者　株式会社エコホーム
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５５号
名古屋市北区下飯田町２丁目14番地の３
破産者　有限会社ヨーコー
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４４号
滋賀県東近江市東沖野１丁目１番31号
破産者　株式会社新栄住建
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７２８号
京都府宇治市木幡東中26番地の28　ミタニビル３Ｆ
破産者　幸栄建設株式会社
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１５０号
大阪市旭区森小路１丁目６番９号
破産者　株式会社アルファラインジャパン
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１４８号
大阪市北区梅田１丁目１番３　大阪駅前第三ビル11―14
破産者　ビルディングスター株式会社
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３４号
広島県福山市引野町５丁目31番16号
破産者　株式会社小僧寿し山陽グループ
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０７号
北海道枝幸郡枝幸町幸町188番地１
破産者　有限会社扇谷新聞店
１　決定年月日　平成27年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９５号
北海道河東郡音更町木野大通東13丁目３番地６
破産者　有限会社シーバ
１　決定年月日　平成27年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１５２３号
神奈川県平塚市河内454番地の１
破産者　システム電機株式会社
１　決定年月日　平成27年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１号
富山市八町4583番地
破産者　有限会社上野工業
１　決定年月日　平成27年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４０８号
静岡県浜松市東区大瀬町2416番地
破産者　有限会社守工作所
１　決定年月日　平成27年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１号
山口県下関市長府東侍町４番43号
破産者　株式会社後河内建設
１　決定年月日　平成27年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
山口県下関市山手町11番７号
破産者　ＤＥＮＴ－ＳＴＵＤＩＯ株式会社
１　決定年月日　平成27年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第２５号
山形県酒田市宮野浦２丁目２番18号
破産者　阿部　敦子
１　決定年月日　平成27年11月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第７３５号
札幌市厚別区厚別西４条５丁目５番13号
破産者　有限会社エムジェーサポート
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６１号
埼玉県飯能市大字南川599番地
破産者　有限会社ムラタ
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第９７３４号
東京都台東区千束４丁目３番３号
破産者　株式会社カラサワ
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９号
大津市南郷４丁目21番21号
破産者　有限会社伸公酒店
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７０３号
大阪市都島区片町２丁目８番１号
破産者　サンユー株式会社
１　決定年月日　平成27年12月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部